

都市計画の内容		市町村決定		都道府県決定			移譲の方針*
		都道府県知事の同意		大臣の同意			
		不要	同意	不要	特定区域(+1)のみ同意	同意	
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超			←.....○ .....△		⑥
		面積50ha以下	←.....○ .....△				
	新住宅市街地開発事業				←.....○ .....△		⑥
	工業団地造成事業				←.....○ .....△		⑥
	市街地再開発事業	面積3ha超			←.....○ .....△		⑥
		面積3ha以下	←.....○ .....△				
	新都市基盤整備事業				←.....○ .....△		⑥
	住宅街区整備事業	面積20ha超			←.....○ .....△		⑥
		面積20ha以下	←.....○ .....△				
	防災街区整備事業	面積3ha超			←.....○ .....△		⑥
面積3ha以下		←.....○ .....△					
市街地開発事業等予定区域	新住宅市街地開発事業予定区域				←.....○ .....△		⑥
	工業団地造成事業予定区域				←.....○ .....△		⑥
	新都市基盤整備事業予定区域				←.....○ .....△		⑥
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域				←.....○ .....△		⑥
	一団地の官公庁施設予定区域					○△	④
	流通業務団地予定区域				←.....○ .....△		③
地区計画等	地区計画		←.....○(+4) .....△				
	防災街区整備地区計画		←.....○(+4) .....△				
	沿道地区計画		←.....○(+4) .....△				
	集落地区計画		←.....○(+4) .....△				

\* 1 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等の全部又は一部を含む都市計画区域、三大都市圏の都市開発区域又は人口三十万以上の市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域等のうち国土交通大臣の指定する区域

\* 2 準都市計画区域についてのこれらの都市計画は、市町村決定(あらかじめ、都道府県知事の意見聴取)

\* 3 三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等、指定都市の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

\* 4 都道府県知事の同意事項は、地区計画の区域・位置、地区施設の配置・規模、建築物等の用途の制限等に限定

◎ 本表は、都市再生特別措置法の都市再生整備計画による権限移譲を受けた都市計画決定等の場合を除く

※ 丸数字は、当該分野の<基礎自治体への権限移譲の方針>の該当部分を示している。